

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

Ⅱ. 専門学校浜松工科自動車大学の教育課程の編成及び実施に関する方針

学校の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を身につけるための教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・社会人として必要なビジネス・マナー及び企業の経営活動に必要な基礎知識を修得するための教育
- ・グローバル社会に対応するためのコミュニケーション能力を修得する外国語教育
- ・IT社会に対応するため、PCを活用した情報処理に関する教育
- ・環境意識の高い人材育成を目的とした環境マネジメントに関する教育
- ・豊かな人間性や協調性を養うための校外活動ならびに体育活動などの教育

（２）専門学科

- ・専門分野において求められる数理基礎能力を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車工学に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車の法令に関する知識を修得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な環境及び安全に関する知識を修得するための教育

（３）専門実習

- ・専門分野において求められる工作に関する技能を習得するための教育
- ・専門分野において使用する測定作業に関する技能を習得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する技能を習得するための教育
- ・国家自動車整備士として必要な自動車検査に関する技能を習得するための教育

（４）実務実習

- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、必要な知識、技能を習得するための実地教育
- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、習得した知識、技能の効果を評価するための教育

これらの教育実践をとおして得られる学修成果は、多面的な評価方法（試験、レポート、成果発表、作品、態度等）に基づき総合的に評価される。

また、学科毎の教育課程の編成及び実施に関する方針は、学校の教育課程の編成及び実施に関する方針に従い別途定める。

Ⅱ－１. 自動車システム工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車システム工学科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車システム工学科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作

成能力やビジネス・マナーなどを身につける。

- ・ 将来企業の経営に携わることができる素養を身につけるためマーケティングやマネジメント及び財務に関する知識を修得する。
- ・ グローバルなビジネス活動において、顧客やビジネスパートナーとのコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・ 文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトを活用できるスキルを習得するとともに、基本的な機械設計製図を3次元CADソフトにより作製する技術を習得する。
- ・ エコアクション21認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・ 企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（2）専門学科

- ・ 自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量等についての基礎理論を学んだ上で、自動車検査員レベルに必要とされる数理的能力を身につける。
- ・ 自動車全般の装置・機構の構造・作動を理解するとともに、その知識を自動車の点検や整備に活用する。
- ・ サーキット・テスタや外部診断器などの自動車整備機器を活用した自動車電子制御装置の故障診断技術を習得するとともに、ハイブリッド車、電気自動車及び先進安全自動車の技術を修得する。
- ・ 道路運送車両法及び自動車の保安基準について、自動車検査員レベルまで修得する。
- ・ 自動車特定整備事業場ら排出される油脂、汚水、産業廃棄物の処理に関する法規制やリサイクルに関する知識及び、労働安全衛生法等を順守した作業に関する知識を修得する。

（3）専門実習

- ・ 工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用し、自動車各部の測定を正確に行う技量を学び、サーキット・テスタ、振動騒音計、オシロスコープ及び外部診断器を効果的に使用し、自動車に関する諸データを測定・点検するとともに、その値が示す状態や、不具合発生時のデータとの関連から故障原因探求ができる能力を身につける。
- ・ 自動車を安全に運行するための点検及び整備要領を習得し、これらの作業を効率的に行う技量及び新機構や新技術についても応用整備ができる能力を習得する。
- ・ 保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につけ、自動車の特殊な構造物に関する法律などを熟知する。
- ・ 自動車の高難度の故障について、原因を理論立てて探求していく能力を身につける。

（４）実務実習

- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場に出向いて、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応について体験的に学ぶ。（インターンシップ）
- ・インターンシップを実施した後、習得した知識や技能にさらに磨きをかけるため、成果の復習をし、成果の検証を行う。

Ⅱ－２．自動車整備科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車整備科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車整備科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・外国人の顧客に対する整備説明等、グローバルなコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・エコアクション 21 認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。

（３）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。
- ・自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。

Ⅱ－３．国際オートメカニク科の教育課程の編成及び実施に関する方針

国際オートメカニク科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、国際オートメカニク科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・日本における会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・日本語を読む・書く・話す・聞くといった日本語コミュニケーション能力を高める。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場等で、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応など企業活動の実務を体験する。（インターンシップ）
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。
- ・自動車整備に関する機器を取り扱う上で安全面に配慮すべきことがらや、自動車整備に伴い排出される油脂、汚水などの適正処理方法・環境衛生について学ぶ。

（３）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。
- ・自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。
- ・自動車のボディに関する基本的な修復技術及び塗装技術を習得する。